２生福第１１９号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　令和２年４月３日

各障害者支援施設管理者　様

福島県保健福祉部長

（公印省略）

障害者支援施設における新型コロナウイルスによる感染拡大防止

対策の更なる徹底について（通知）

このことについては、令和２年２月２７日付け福島県保健福祉部長通知のほか、令和２年３月３０日付け、同３月３１日付け厚生労働省の事務連絡等によりお知らせしているところですが、今般、他県において障害者支援施設における大規模な感染事例が発生している状況から、感染拡大防止の更なる徹底を図るため、別紙内容を再度確認の上、万全の対策を講じられますよう、改めてお願いします。

　　　（事務担当　障がい福祉課　主幹兼副課長　渡辺　電話024－521-7314）

別紙　　入所系施設における感染拡大防止のための留意点

　１　職員等への対応について

1. 面会者や委託業者等を含め、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い・アルコール消毒等の徹底
2. 職員は出勤前の検温と症状がある場合の出勤見合わせ
3. 緊急やむを得ない場合を除いた面会制限
4. 委託業者等の施設内立ち入りの制限

　２　利用者への対応について

1. 発熱や呼吸器症状が継続する場合の「帰国者・接触者相談センター」への相談
2. 症状継続中や診断結果確定までの間の具体的対応

・疑いがある利用者を原則個室に移す

・個室不足の場合、同じ症状の人を同室とする

・疑いのある利用者へのケアをする職員はサージカルマスクを着用する

・疑いある利用者のマスク着用

1. 疑いのある利用者とその他の利用者のケアは、担当職員を分けて対応

　３　施設内の衛生管理について

1. 食器・手すり・ドアノブなど手に触れる物の消毒

・食器や箸は、８０℃の熱水に１０分

・手すりやドアノブは、0.05％の塩素系漂白剤

　※その他、各施設での取り組み事例

　　　・利用者の毎日の検温徹底

　　　・集団感染リスクとなる「３つの密」の回避徹底

　　　・実習生やボランティアの受け入れ延期　など

※新型コロナウイルスへの対応通知等については、福島県障がい福祉課ホー

ムページ上で随時更新しています

*https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/shougai-20200130.html*